

東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準で定められた人数以上の保育士等を配置し、子育て家庭が安心して保育を利用できる体制を整備している保育所等に対して、必要な費用を補助するため、当該保育所等に対して予算の範囲内において交付する保育士配置改善事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年3月30日東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に所在する施設等において愛知県保育士配置改善事業費補助金交付要綱（令和7年9月3日付け7子支第1241号愛知県福祉局長通知「愛知県保育士配置改善事業費補助金の交付要綱について」別紙。以下「県要綱」という。）第2条に規定する補助事業を行う者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県要綱第2条に規定する補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、施設等ごとに、1月当たり531,000円と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額を比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てた額）を上限とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定による申請の内容に変更があった場合は、速やかに、東浦町保育士配置改善事業費補助金変更交付申請書（様式第3）に必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、東浦町保育士配置改善事業費補助金変更承諾（不承諾）決定通知書（様式第4）により、補助事業者に通知するものとする。

(中止等の届出)

第8条 補助事業者は、第6条又は前条第2項の規定による決定後に当該決定に係る事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに、東浦町保育士配置改善事業費補助金中止・廃止届出書(様式第5)を町長に提出するものとする。

(取消決定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定による届出があった場合又は第16条各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、東浦町保育士配置改善事業費補助金取消決定通知書(様式第6)により補助金の全部又は一部の取消しを決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(前払い)

第10条 町長は、補助事業者に対し、必要があると認められるときは、交付決定額の全部又は一部を前払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の前払いを受けようとするときは、東浦町保育士配置改善事業費補助金前払交付請求書(様式第7)に、振込先の口座番号等が確認できる書類その他必要書類を添付して、町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があった場合は、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、東浦町保育士配置改善事業費補助金実績報告書(様式第8)に必要書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定し、東浦町保育士配置改善事業費補助金確定通知書(様式第9)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町保育士配置改善事業費補助金請求書(様式第10)に、第10条第1項の規定による前払いを受けていない場合にあっては振込先の口座番号等が確認できる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、同項の規定により前払いで補助金の交付を受けているときは、既に交付を受けている補助金の額を差し引いて請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、第10条第1項の規定により前払いで補助金の交付を受けている場合で、第12条の規定により確定した補助金の額が既に交付を受けた額に満たないときは、差額を町長に返還するものとする。

(立入検査等)

第15条 町長は、補助事業者に対して、必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第 1（第 5 条関係）

東浦町保育士配置改善事業費補助金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

所在地
申請者 法人名
代表者職氏名
電話番号

東浦町保育士配置改善事業費補助金の交付を受けたいので、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 施設名

2 交付申請額 金 _____ 円

3 添付書類

様式第2（第6条関係）

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金交付（不交付）決定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました東浦町保育士配置改善事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 施設名

2 決定内容

（1）交付・不交付

（2）交付金の交付決定額 金 _____ 円

3 （不交付の場合）不交付の理由

様式第3（第7条関係）

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金変更交付申請書

東 浦 町 長

所在地
申請者 団体名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町保育士配置改善事業費補助金について、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 _____ 円
- 2 当初交付決定額 金 _____ 円
- 3 差引変更交付申請額 金 _____ 円
- 4 変更の理由
- 5 添付書類

様式第4（第7条関係）

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金変更承諾（不承諾）通知書

様

東浦町長

年 月 日付で申請のありました東浦町保育士配置改善事業費補助金
の変更申請について、下記のとおり決定しましたので東浦町保育士配置改善事業費補
助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

承諾・不承諾

2 変更交付決定額等

（1）変更交付決定額 金 _____ 円

（2）当初交付決定額 金 _____ 円

（3）差引変更交付決定額 金 _____ 円

3 承諾の条件又は不承諾の理由

様式第5（第8条関係）

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金中止・廃止届出書

東 浦 町 長

所在地

申請者 団体名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町保育士配置改善事業費補助金に係る事業を下記のとおり（中止・廃止）しましたので、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の年月日

年 月 日

様式第6（第9条関係）

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金取消決定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました東浦町保育士配置改善事業費補助金の交付について、下記のとおり取り消しましたので、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 取消の理由

2 取消金額 金 _____ 円

様式第 7 （第 10 条関係）

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金前払交付申請書

東 浦 町 長

所在地
申請者 団体名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町保育士配置改善事業費補助金について、下記のとおり前払いを請求します。
記

振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）															
	金 融 機 関 名										本店・支店名					
					農業協同組合 銀行 信用金庫											
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください。）										口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）					
	☐ 普通 ☐ 当座															
	ゆうちょ銀行															
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）										番号（右づめで記入）					
口座名義欄						※										
	フリガナ															
	口座名義															
	住 所	(千 一)		都道				市区								
				府県				町村								
電 話		— —				F A X		— —								

様式第 8（第 11 条関係）

東浦町保育士配置改善事業費補助金実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町保育士配置改善事業費補助金について、事業が完了したので、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、報告します。

記

1 施設の名称	
2 施設の所在地	東浦町大字
3 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 事業成果・達成状況	(1) 交付決定額 金 円 (2) 実績報告額 金 円
5 添付書類	

様式第9 (第12条関係)

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金確定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで実績報告のありました東浦町保育士配置改善事業費補助金については、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第 10（第 13 条関係）

年 月 日

東浦町保育士配置改善事業費補助金請求書

東 浦 町 長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知のありました東浦町
保育士配置改善事業費補助金について、東浦町保育士配置改善事業費補助金交付要
綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。
記

- 1 補助金の請求額 金 円
2 振込口座

振 込 口 座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）															
	金 融 機 関 名										本店・支店名					
						農業協同組合 銀行 信用金庫										
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください。）										口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）					
	☐ 普通 ☐ 当座															
	ゆうちょ銀行															
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）										番号（右づめで記入）					
						※										
口 座 名 義 欄	フリガナ															
	口座名義															
	住 所	(千 一)		都道				市区								
				府県				町村								
	電 話		— —				F A X		— —							